

高槻市告示第 272 号

大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく管理区域の指定の解除について

大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年 3 月 23 日大阪府条例第 6 号）第 81 条の 8 第 4 項の規定に基づき、同条第 1 項の指定に係る次の区域について指定を解除する。

平成 21 年 5 月 15 日

高槻市長 奥本 務

1. 指定を解除する区域

高槻市白梅町 61 番 2 の一部、150 番 3 の一部、164 番 5、164 番 6、164 番 22、164 番 27、164 番 28、164 番 29、164 番 30

2. 除去されたと認められる管理有害物質の名称

水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

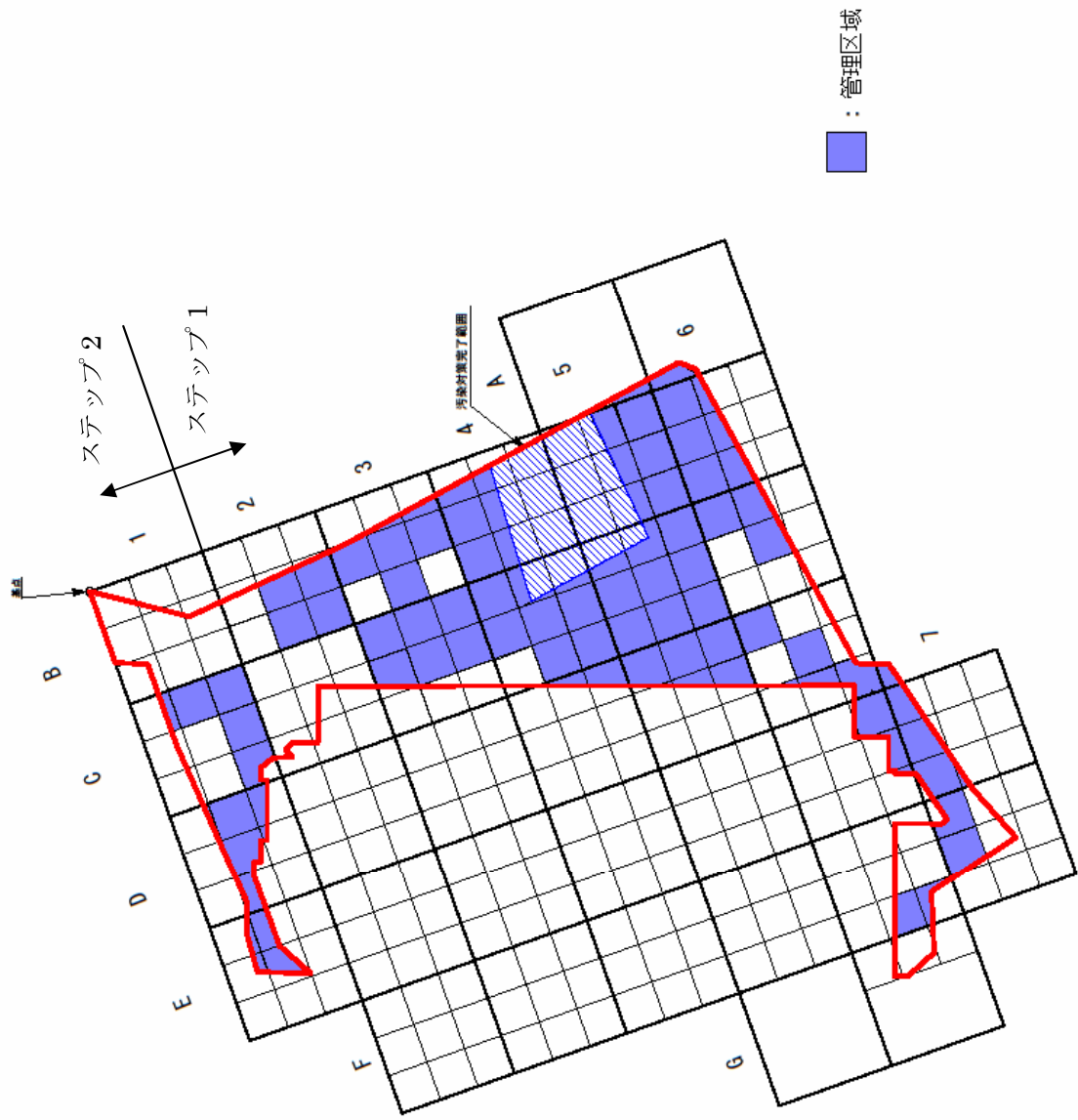


図 1. 当該区域解除前の管理区域 (元駐車場及び店舗周辺)

